

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言致します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模などを超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

健康経営に関する取組（横浜健康経営認証クラスA取得）

2. 「振興基準」の遵守

新事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行ないません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行なうとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行ないます。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や「型の取り扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行ない、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行ないません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行ない、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適切なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者い取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮いたします。

3. その他（任意記載）

○事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50(フィフティ・フィフティ)」になるよう分かち合います。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ(相場)等に基づき合理的に依頼・交渉します。

○約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2024年 11月 1日

株式会社 三笠
企業名

代表取締役 甘利 茂伸
役職・氏名（代表権を有する者）